

旅行条件書(募集型企画旅行[地域限定])

旅行業法第12条の4による取引条件説明書面・旅行業法第12条5による契約書面

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は扇観光株式会社(以下「弊社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は弊社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。契約の内容・条件は、募集広告に記載されている条件のほか、下記の条件・最終旅行日程表および弊社の「標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- ① 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットなどの通信手段でご予約の場合、弊社が予約を受諾した翌日から起算して3日以内に申込金をお支払いいただきます。申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当いたします。申込金の弊社指定口座への着金をもって契約成立となります。なお、商品によってはご予約を受諾した時点で旅行代金全額を請求することがあります。

(申込金)

旅行代金の総額が	1万円未満	3000円
	1万円以上3万円未満	6000円
	3万円以上6万円未満	10000円
	6万円以上10万円未満	20000円
	10万円以上	旅行代金の20%(消費税含む)

- ② 身体に障害をお持ちの方・健康を害している方・食事等に関して特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨お申し出ください。弊社は可能な限り対応いたしますが、そのために生じた特別な措置に対する費用はお客様の負担となります。また、対応が困難な場合はその旨をご説明のうえ、旅程変更のご提案あるいは契約を解除することがあります。

3. 確約書面(最終日程表)の交付

当該契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されていない場合は、利用予定の宿泊機関および表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙したうえで、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内のお申し込みの場合は当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(確定書面)をお渡しします。

4. 旅行代金

- ① 各コースの旅行代金は、特別に記載のある場合を除き大人1名様分の代金です。
② 子供料金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様には適用しますが、利用運送・宿泊機関もしくはアトラクション施設等が未就学のお子様(幼児)にも別途料金を設定している場合は、別途子供料金を収受する場合があります。
③ 旅行代金は原則としてご出発の21日前までにお支払いください。

5. 旅行内容・旅行代金の変更

- ① 弊社は自然災害・事故・ストライキなど、弊社が関与しない理由による運送・宿泊機関や観光施設等のサービス提供の中止または当初の計画によらないサービス提供が生じた場合、その理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
② 団体割引料金の設定がある機関・施設等を利用する場合、お客様の都合で利用人員が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

6. お客様による契約の解除

① お客様はいつでも、所定の取消料(キャンセル料)を払って旅行契約を解除できます。

② 次に掲げる場合は取消料をいただきません。

- ・ 旅行契約内容にこの書面の11項に例示するような重要な変更が行われたとき
- ・ この書面の5項①に基づいて旅行代金が増額改訂されたとき
- ・ 弊社がお客様に対しこの書面の3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき
- ・ 弊社の不備や手違いにより当初の旅程どおりの実施が不可能になったとき

③ 取消料(キャンセル料)および違約金

旅行開始日の前日から起算して

21日目にあたる日以前の解除(日帰り11日目)	無料
20日目にあたる日以前の解除(日帰り10日目)	旅行代金の20%
7日目にあたる日以前の解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除および無連絡不参加	旅行代金全額

7. 弊社による旅行契約の解除

弊社は次に例示するような場合、旅行開始前または旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

- ・ 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ・ あらかじめ例示した申込条件に適合しないことがわかったとき
- ・ お客様の持病やケガの状態や必要な介助者の不在により旅行に耐えられないと認められるとき
- ・ 特別な配慮について関係機関等と最大限の交渉を試みたがご要望にお応えできないとき
- ・ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて弊社に負担を求めるとき
- ・ 他のお客様や関係機関等に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき
- ・ 最少催行人員に達しなかったとき
- ・ 契約締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れが極めて大きいとき

8. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金およびそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代など個人的料金、超過手荷物料金、病気やケガの治療費、オプション料金などは含まれません。

9. 弊社の責任と損害賠償・免責事項

① 弊社の責任と損害賠償

弊社は旅行契約の履行にあたって、弊社の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して3ヶ月以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内にお申し出があった場合は15万円を限度(弊社に故意または重大な過失があった場合)として賠償いたします。

② 免責事項

弊社は、次の理由によりお客様が損害を被った場合は賠償の責任を負いません。

- ・ 自然災害、戦争、政治紛争、暴動、官公署の命令、火災、サービス提供機関・施設等のストライキや急な事業停止に伴う損害
- ・ 食中毒
- ・ お客様ご自身の故意または過失による損害
- ・ その他弊社および弊社の手配代行者の関与しない理由による損害

10.お客様の責任

お客様の故意または過失によって弊社が損害を被った場合、弊社はお客様に損害賠償を請求することがあります。

11.旅程保証について

① 弊社は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、弊社の旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更補償金の額は、1募集型企画旅行について15%を限度とします。また、1旅行商品について変更補償の額が1000円未満の場合は支払いません。

② 補償の対象となる変更内容

- ・ 旅行開始日または旅行終了日の変更
- ・ 入場する観光地または観光施設, その他旅行の目的地の変更
- ・ 運送機関の座席等級またはグレードの低い車両への変更
- ・ 運送機関の種類または運行会社の変更
- ・ 宿泊施設の種類または客室の変更
- ・ 宿泊施設の客室の種類, 設備, 景観, その他の客室条件の変更

③ 変更理由がこの書面の5項①に掲げた不可抗力の場合、弊社は変更補償金を支払いません。

12.特別補償

弊社は、お客様が旅行参加中に不慮の事故に遭われた場合、生命・身体・手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金および入院見舞金を支払います。

13.個人情報の取り扱い

① 弊社は旅行申し込みの受け付けに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を伺います。お客様が弊社にご提供いただく個人情報の項目をご自身で選択することはできますが、ご提供いただけない項目があるゆえにお客様との連絡が取れない場合、また旅行サービスの手配およびそれらのサービス受領のために必要な手続きが取れない場合は、お申し込み・ご依頼をお引き受けできないことがあります。

② 弊社は取得した個人情報について、お客様との連絡のほか、お申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内でサービス提供機関・施設等へ情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、弊社は商品やサービスのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成のためにお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。

③ 弊社はお客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際は、速やかに対応いたします。

14.その他

① 旅行代金のお支払いおよび払い戻しの際にかかる振込手数料はお客様の負担となります。あらかじめご了承願います。

② この条件に定めない事項は標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。旅行条件および旅行代金の基準日は2026年3月1日となります。

15.旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関して、担当者からの説明に不十分な点があればご遠慮なくお尋ねください。

この旅行の企画・実施者

名 称:扇観光株式会社 本社営業所

旅行業登録:兵庫県知事登録旅行業 3-439号(第3種旅行業)

営業所住所:兵庫県神戸市東灘区深江浜町136番地

国内旅行業務取扱管理者:成川 邦彦